

よくある質問(Q&A)

No	ご質問	ご回答
【Ⅰ. 申請対象・申請方法】		
1	市外で製造した商品でも申請できますか。 (例:商品が外部で製造しているが、藤井寺らしいパッケージで、市内及びインターネットで販売している)	申請できる可能性があります。 地域ブランドは、藤井寺との由縁があり、「藤井寺らしさ」が認められる商品・サービスであることが重要です。 製造場所、又は販売場所だけで判断するものではなく、商品のコンセプトや特長、地域との関わり、販売方法など、藤井寺のPRにつながる、イメージアップに貢献できるものか、総合的に審査します。
2	ふるさと納税のように、原材料の使用割合等の具体的な基準はありますか。	ありません。 但し、「藤井寺との由縁がある」というのがポイントの一つになっているため、その関わりが深ければ、また強ければ、それだけ藤井寺「らしさ」や「ならでは」を消費者の方に伝えられると思われるため、審査結果(点数付け)に関係する一つの要素となります。
3	審査会の日程が合わない場合は申請できませんか。	申請は可能です。 審査会への参加が難しい場合は、書類審査等で対応いたします。 また、申請件数によっては別日程をご案内する場合があります。 ※現時点では、8/3(月)、8/21(金)、いずれも13:30～の2日程で予定しています。
4	申請に費用はかかりますか。	申請料は無料です。 ただし、認定後は登録料と会費が発生いたします。
5	個人事業主でも申請できますか。	はい。 募集要項の対象要件を満たしていれば、法人・個人事業主、団体等、組織形態を問わず申請できます。
6	まだあまり知られていない商品でも申請できますか。	もちろんです。 ふじいでら地域ブランドは、すでに有名な商品だけを認定する制度ではありません。 今はまだあまり知られていない商品でも、市や商工会によるPRを通じて応援し、将来、藤井寺を代表する商品・サービスとして成長するご支援等もできればと考えています。
7	(有効期間について) 1年ごとに登録することはできますか。	申し訳ありませんが、1年ごとに登録することはできません。 本事業ではブランド認定を通じて、事業者の思いが込められた商品やサービスの魅力を広く発信し、地域全体でその価値を高めていくために、相応の時間を要するものと考えています。 そのため、1年ごとではなく、基本的に一期3年間に亘る取り組みを行っていきます。
8	(有効期間について) 最初に認定を受けた翌年以降に新たな商品等で認定を受けた場合、その取り扱いはどうになりますか。	認定商品ごとに有効期間を設けるのではなく、一事業者様として 本事業へのご登録期間を一期3年間と設けています。 そのため、最初に認定を受けた翌年以降に新たな商品等で認定を受けた場合、その時点から登録期間満了までの残り期間となります。
9	1年目で1商品、2年目に1商品...という形で申請した場合、追加で要する費用はありますか？	ありません。 一旦、事業者登録いただければ、一期3年間ごとの会費(10,000円)は必要ですが、当該期間内での商品等の追加に伴う費用はありません。
【Ⅱ. 審査について】		
10	審査はどのような内容ですか。	募集要項に定める評価項目(①地域への愛着や誇り、②藤井寺の地域性や固有性、③独自性や優位性、④安全性や信頼性、⑤事業戦略と将来性)に基づき、認定委員会が総合的に審査します。 なお、審査会では、事業者さまのこと、商品のことをしっかり理解した上で公平・公正な審査ができるよう、基本的に対面で行いたいと考えています。
11	書類を提出した段階で、審査に通りそうか教えてもらえますか。	申し訳ありませんが、事前に可否をお伝えすることはできません。 但し、各商品等の特長や良さが審査員にしっかりと伝わるような 内容や書き方について、詳細をお伺いしながら、アドバイスをさせて頂くこと

		は可能です。 また、書類の記載方法や必要資料について、ご不明な点があれば、ご遠慮なくご相談下さい。
12	認定されなかった場合、理由は教えてもらえますか。	はい。 審査結果については、ご申請頂いた皆さまに通知するとともに、ご希望があれば主な理由についてお伝えします。 その点を改良・改善し、再申請をご検討いただければ幸いです。 ※詳細な審査内容や審査員ごとの評価、点数についてはお答えできない場合があります。
13	何件くらい認定されますか。	認定件数に上限は設けていません。 認定基準を満たした商品・サービスを認定します。
【Ⅲ. 認定後について】		
14	認定されるとどのようなPRをしてもらえますか。	地域ブランド公式サイトをはじめ、市や商工会のホームページ・SNS・イベントなどで積極的にPRを行います。また、認定事業者向けの販路開拓支援なども順次実施していく予定です。
15	認定商品の紹介ページで、自店のホームページ、ECサイト等のリンクも貼ってもらいたいが、可能ですか。	可能です。 対象となるURLをお知らせください。
16	認定後はイベントや物販会への出店が必須になりますか。	イベントや物販会への出店は必須ではありません。 ただし、PRの機会としてイベントや物販会等をご案内する予定ですので、可能な範囲でご参加いただければと思います。
17	認定マークは自由に使用できますか。	認定商品については、使用基準に従って認定マークをご利用いただけます。詳しい使用方法是認定後にご案内します。 なお、有償となりますが、データでの提供も検討しています。 (データ使用料、使用期限、使用ルール等は改めてご案内します)
18	認定マークのシールが追加で必要な場合、どうすればいいですか。	認定時、1事業所あたり300枚のシールをお渡しします。 追加で必要な場合は、ご購入いただくことが可能ですので、都度、事務局までご連絡ください。 なお、かなりの枚数のシールをご利用になる場合、又はシールサイズを独自のものにしたい場合等は、認定マークをデータで提供させていただき、個社発注されるのが使い勝手もよく、現実的かもしれません。
19	認定更新時にも再審査はありますか。	あります。 更新にかかる事業者様の意向確認も兼ね、有効期間満了も引き続き認定を受けようとする場合は、改めて、認定申請書(申請調書の各内容に変更等があれば併せてお申し出下さい)をご提出いただきますが、対面での審査は原則なく、書類での再審査となります。 ※更新時期に合わせ、認定商品等に変更がある(価格を見直す、内容量や包装を変更する等)場合、新たな商品等を申請する場合等、必要に応じて、対面での審査をご案内する場合がございます。
20	補助金が使えたと聞きました。どのような内容ですか。	藤井寺市事業者支援補助金として、地域ブランド商品の開発に必要な原材料費や商品開発に係る経費のほか、他市で開催される物産展等への出展経費などについて補助制度を設けています。 対象経費や補助率、上限額などは藤井寺市HP掲載の事業者支援補助金ページをご確認ください。
【Ⅳ. 制度について】		
21	地域ブランドは今後どのような展開を考えていますか。	今後は認定商品・認定事業者を増やししながら、地域に根差した取組を進め、藤井寺ブランド全体の価値向上を目指します。 市や商工会が積極的に情報発信を行い、市民の皆様はもちろん、市外の方にも「藤井寺ブランドなら安心して選べる」と思っただけのブランドへ育てていきたいと考えています。
22	藤井寺市内や近隣地域の繋がり、個人でも何とか作ることができるが、大阪市内、大阪府内、さらには府外の感度の高い地域との接点や繋がりを作っていくのは非常に困難であ	藤井寺ブランドを大阪市内、大阪府外、さらには全国へと順次広げていく取り組みは、本委員会として将来的に目指すべき地点だとは考えています。 しかし、本事業を立ち上げて数年間は、まずは藤井寺そして近隣の南河内エリアで、ブランドや商品等を知ってもらい、ブランド力を高めて

	る。そのような広域での支援は可能ですか。	いく必要があると考えています。 そのため、現段階において、広域での支援内容の計画や手順等は未だ明確になっておらず、本事業の状況を見ながら今後検討を進めていくことになります。
--	-----------------------------	---